

働き方改革法案について（再）

平成30年6月29日国会で成立し、平成30年7月6日に公布された働き方改革法案（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案）について、企業にとって大きな影響があると思われるため、再度、簡単に内容をご紹介します。

【働き方改革の内容】

働き方改革は以下のように大きく3つのテーマが分けられています。また、9つの小さいテーマに区分されます。

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 処遇改善 | ①非正規雇用の処遇の改善
②賃金の引き上げと労働生産性の向上 |
| (2) 制約の克服
(時間・場所等) | ③長時間労働の是正
④柔軟な働き方がしやすい環境整備
⑤病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立・障害者就労の推進
⑥外国人材の受入れ |
| (3) キャリアの構築 | ⑦女性・若者が活躍しやすい環境整備、
⑧雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実
⑨高齢者の就業促進 |

【長時間労働の是正について】

9つのテーマの中で、多くの企業に最も影響があると思われるのが、長時間労働の是正です。働き方改革の法案の中では、次のように定められております。

(1) 時間外労働の上限規制の導入

- ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。

(※) 自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導を設けた上で、適用除外。

- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上の上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。
- ・高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。（高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化）
- ・労働者の健康確保措置の実効性を確保する観点から、労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならないこととする。（労働安全衛生法の改正）

(2) 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

- ・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

(3) 産業医、産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

- ・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

